改正

昭和53年10月21日規則第40号 昭和60年12月28日規則第59号 平成元年3月28日規則第18号 平成3年3月26日規則第18号 平成12年3月30日規則第22号 平成14年3月26日規則第45号 平成17年3月31日規則第62号 平成18年3月31日規則第24号 平成19年3月30日規則第16号 平成20年3月31日規則第24号 平成21年3月31日規則第13号 平成23年3月31日規則第34号 平成24年3月30日規則第17号 平成25年3月29日規則第13号 平成26年3月31日規則第7号 平成28年2月9日規則第2号 平成30年11月19日規則第50号 平成31年3月31日規則第20号 令和4年3月31日規則第8号

奈良市役所連絡所設置規則

(設置)

- 第1条 市民の利便と市行政の円滑な運営を図るため、連絡所を設置する。 (名称等)
- 第2条 連絡所の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。 (組織及び分掌事務)
- 第3条 連絡所は、地域づくり推進課の所属とする。
- 2 東寺林連絡所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民への通知に関すること。
- (2) 自治会等各種団体との連絡調整に関すること。
- (3) 市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、手数料その他諸収入金の収納に関すること。
- (4) 戸籍法(昭和22年法律第224号)及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく各種 届出等の取次ぎ並びに謄抄本等、住民票の写しその他証明書等及び印鑑登録証明書の交付に関 すること。
- (5) 連絡所(東寺林連絡所を除く。)の統括に関すること。
- (6) その他市長が特に必要と認めること。
- 3 連絡所(東寺林連絡所を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 市民への通知に関すること。
 - (2) 自治会等各種団体との連絡調整に関すること。
 - (3) 市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料その他諸収入金の収納に関すること。
 - (4) 戸籍法及び住民基本台帳法に基づく謄抄本等、住民票の写しその他証明書等及び印鑑登録 証明書の取次ぎに関すること。
 - (5) その他市長が特に必要と認めること。

(休所日)

- 第4条 連絡所の休所日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 月曜日(東寺林連絡所を除く。)
 - (3) 火曜日及び木曜日 (大安寺連絡所、明治連絡所及び精華連絡所に限る。)
 - (4) 水曜日及び金曜日(東市連絡所、辰市連絡所及び帯解連絡所に限る。)
 - (5) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (6) 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、臨時に休所し、又は開所することができる。

(職員)

- 第5条 東寺林連絡所に所長を置く。
- 2 特に必要があるときは、連絡所に主任を置くことができる。

- 3 連絡所に係員を置く。
- 4 所長は、上司の命を受けて連絡所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 主任は、上司の命を受けて特定の事務を担当掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。
- 6 係員は、上司の命を受けて、担任する事務に従事する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、連絡所に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(奈良市地区連絡員設置規則の一部改正)

2 奈良市地区連絡員設置規則(昭和32年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

(奈良市事務分掌規則の一部改正)

3 奈良市事務分掌規則(昭和37年奈良市規則第8号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(奈良市会計規則の一部改正)

4 奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (昭和53年10月21日規則第40号)

この規則は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則 (昭和60年12月28日規則第59号)

この規則は、昭和61年1月4日から施行する。

附 則(平成元年3月28日規則第18号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月26日規則第18号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月30日規則第22号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月26日規則第45号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、(中略)第5条中奈良市役所連絡所設置規則第3条第2項第3号の改正規定(中略)は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、 これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成17年3月31日規則第62号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第24号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(奈良市地区連絡調整員配置規則の廃止)

2 奈良市地区連絡調整員配置規則(昭和32年奈良市規則第20号)は、廃止する。

附 則(平成20年3月31日規則第24号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第13号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第34号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第13号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第7号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月9日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年11月19日規則第50号)

この規則は、平成31年1月21日から施行する。

附 則 (平成31年3月31日規則第20号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第8号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

| 名称 | 位置 | 所管区域 | | | | | | | | |
|-------|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 奈良市東寺 | 奈良市東寺 | 東寺林町 西寺林町 今御門町 池之町 南市町 元林院町 橋本 | | | | | | | | |
| 林連絡所 | 林町38番地 | 町 樽井町 餅飯殿町 光明院町 下御門町 勝南院町 北室町 | | | | | | | | |
| | | 阿字万字町 東城戸町 椿井町 角振町 角振新屋町 百万ヶ辻子 | | | | | | | | |
| | | 町 上三条町 奥子守町 寺町 北向町 本子守町 小川町 西城 | | | | | | | | |
| | | 戸町 北風呂町 馬場町 東向南町 東向中町 西御門町 小西町 | | | | | | | | |
| | | 林小路町 高天町 漢国町 登大路町 鶴福院町 不審ヶ辻子町中院町 鵲町 公納堂町 福智院町 十輪院畑町 十輪院町 川之上突抜町 川之上町 築地之内町 納院町 薬師堂町 毘沙門町 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | 芝突抜町 紀寺町 西紀寺町 東紀寺町一丁目 東紀寺町二丁目 | | | | | | | | |
| | | 東紀寺町三丁目 高畑町 白毫寺町 南紀寺町一丁目 南紀寺町二 | | | | | | | | |
| | | 丁目 南紀寺町三丁目 南紀寺町四丁目 南紀寺町五丁目 | | | | | | | | |
| 奈良市東市 | 奈良市古市 | 古市町 藤原町 八島町 横井町 横井一丁目 横井二丁目 横井 | | | | | | | | |
| 連絡所 | 町99番地の | 三丁目 横井四丁目 横井五丁目 横井六丁目 横井七丁目 鹿野 | | | | | | | | |
| | 1 | 園町 鉢伏町 出屋敷町の一部 肘塚町の一部 | | | | | | | | |
| 奈良市大安 | 奈良市大安 | 大安寺一丁目 大安寺二丁目 大安寺三丁目 大安寺四丁目 大安 | | | | | | | | |
| 寺連絡所 | 寺四丁目4 | 寺五丁目 大安寺六丁目 大安寺七丁目 八条一丁目 八条二丁目 | | | | | | | | |
| | 番34号 | 八条三丁目 | | | | | | | | |
| 奈良市辰市 | 奈良市西九 | 東九条町 西九条町 西九条町一丁目 西九条町二丁目 西九条町 | | | | | | | | |
| 連絡所 | 条町二丁目 | 三丁目 西九条町四丁目 西九条町五丁目 杏町 八条町の一部 | | | | | | | | |
| | 2番地の44 | | | | | | | | | |
| 奈良市明治 | 奈良市北永 | 北永井町の一部 北之庄町 北之庄西町一丁目 北之庄西町二丁目 | | | | | | | | |
| 連絡所 | 井町508番地 | 南永井町の一部 神殿町 出屋敷町の一部 | | | | | | | | |

| | の 2 | | | | | | | | | |
|-------|---------|------|-----|------|------|-----|----|-----|--------|-----|
| 奈良市帯解 | 奈良市山町 | 今市町 | 柴屋町 | 田中町 | 山町 | 窪之庄 | 三町 | 池田町 | 「 南永井町 | 丁の一 |
| 連絡所 | 27番地の1 | 部 | | | | | | | | |
| 奈良市精華 | 奈良市高樋 | 米谷町 | 中畑町 | 興隆寺町 | 丁 南杉 | 春尾町 | 北權 | 尾町 | 菩提山町 | 高樋 |
| 連絡所 | 町640番地の | 町 虚空 | 它蔵町 | | | | | | | |
| | 1 | | | | | | | | | |